

千葉県警察登録捜査員等運用要綱の制定について
(平成7年例規(刑・捜一)第16号警察本部長)

この要綱は、身の代金目的誘拐事件及び人質立てこもり事件が発生した場合において、豊富な知識・経験を有する特殊事件指定捜査員及び特殊事件登録捜査員を中心とした捜査体制を早期に確立し、初期的対応を行うことによって、捜査の効率的な運用を図ることを定めた例規である。